

平成25年度 第2回国民健康保険運営協議会要録

[主な意見、質疑等]

議題1 小平市国民健康保険税の賦課方式の二方式への移行について（小平市国民健康保険税の税率改定について）

委員：今後の日程について伺いたい。

事務局：11月、12月に1回程度の審議をお願いしたい。審議の状況では、12月と1月に1回程度の追加でお願いしたい。

委員：二方式に移行する時期を国保の制度改革が予定にもかかわらず、この時期に実施するのはなぜか。

事務局：これまで、国民健康保険税の改定の際に二方式に向けて、資産割、平等割を段階的に下げ、均等割と所得割を上げ財源不足に対応してきた。

平成26年度、27年度の財政推計における財源不足は、保険税の改定ではなく、保険者で対応していきたいと考えている。改定をしないまま、平成29年度に制度改革が行われると、平成28年度以降の短期間に二方式への対応をせざるを得なくなる可能性が高いと考え、予め、二方式とすることで、急激な賦課の変動を緩和しておきたいと考えている。

委員：二方式については、もっと前倒しで議論はすべきだったのではないか。

事務局：被保険者の方の直接的な負担に係ることなので、段階的に行わなければいけないと考えてきた。二方式化のタイミングとしては税率改定の際に行うのが妥当であるとの考えを持って来た。

委員：二方式化の背景として、固定資産税に着目する資産割について、固定資産税とは課税目的も性格も異なり二重課税ではないが、固定資産税と二重課税的ではないかなどの被保険者から指摘があるということか。

事務局：納税通知書を送付したときに、被保険者から資産割額についての問合せがある。持ち家に対しても資産割が賦課されているが、持ち家自体は、お店などの商業的なものではないので、付加的なものを生むものではないにもかかわらず、固定資産税とは別に賦課されているという内容の指摘を受けている。

委員：応益割と応能割の割合を変動させないとしているが、事実上の値上げになるのではないか。影響をどのように捉えているか。

事務局：平成25年度当初賦課時点の数字で、二方式となった場合の賦課総額で比較すると、10万5,000円ほどの差であり、実質的には増ではないと考えている。

委員：高齢化などを背景に将来的には、保険税が値上がりしていくものと考えられるが、これに対応するための二方式化ということか。

事務局：将来的に賦課方式が二方式に移行していくものと認識している。26市でも二方式

としている市が増えていること、また、二方式化の方向性などの課題等を踏まえたもの。国民健康保険財政の不足分に対応するということではなく、賦課方式を二方式化しておく必要があると考えているため。

委 員：モデル世帯で所得額200万の世帯が挙げられているが、平成28年度までの3年間での差額が約1,000円。資産割がない方で6,800円という、大きな負担が生じているが、資産割を廃止することで、資産のない方の負担が大きくなるということは避けられないのか。

事務局：資産割を廃止することから、所得のある方にその分をお願いすることになる。

委 員：今回は、資産割と平等割を廃止すること以外の税率改定をこの2年間はしないということか。

事務局：大きな制度変更があるため、急激な国民健康保険財政の財源不足については、現時点では想定しづらい部分がある。急激な財源不足がなければ、平成26、27年度については二方式化を行いたいと考えている。ただし、平成27年度の共同事業の改正、消費税率の改定などの不確定要素がある。著しい財源不足が見込まれる場合は、また審議をさせていただかざるを得ないと考えている。

委 員：モデル世帯の資料を提示していただき、次の審議に臨みたい。

事務局：次回までに資料を用意させていただきたい。

委 員：所得割と均等割の比率、比較について近隣市と比べると比較的高くて均等割は比較的低いということについて、市の考えを伺いたい。

事務局：応能割、応益割については、これまで、小平市の国民健康保険税改定の際に議論をお願いしてきた。今回は二方式化に重点を置き、応能割、応益割の割合については変えないということで、審議をお願いさせていただいている。

委 員：国の制度改革を踏まえて二方式化を検討していくということであるが、応能割、応益割の割合について、自治体間での差などについて国で議論しているのか。

事務局：本来は応能割、応益割の割合については法令で定められており、この割合に近づけるというよう議論もあるが、今回の二方式化では割合の変更はしないこととしている。

委 員：平成27年、28年に税率の改定をしないということだが、不足が出た場合は、一般会計から負担するということか。

事務局：現在、粗い推計であるが、一定の判断はしている。

委 員：平成29年度から国保の財政運営の主体となる保険者を都道府県に移行という話があったが、小平市の一般会計からの繰入金について試算はしているか。

事務局：現時点では、制度が見えていないので、平成29年度までの試算はしていない。

委 員：平成29年度までのデータを作成し、平成29年度に都道府県に移行した場合に、全国の区市町村の赤字繰入金がどのくらい減るかなどについて、国、あるいは小平市において試算しているのか。

事務局：現在、国において、賦課方式などの具体的な案等が示されていないので、そのようなことでの繰入金の議論は不明なところである。